

飼 料 添 加 物 製 造 業 者 事 業 廃 止 届

年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所

氏 名

印

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第3項)の規定により飼料添加物製造業者の届け出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。